

健移発1226第4号  
平成29年12月26日

一般社団法人日本移植学会 理事長殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の  
細則の一部改正について

平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知  
の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）  
(以下「ガイドライン」という。) の運用に当たっては、「臓器の移植に  
関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について（平  
成22年6月25日付け健臓発0625第1号厚生労働省健康局疾病対  
策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。) を定めているところ  
です。

今般、ガイドラインの改正に伴い、細則の一部を別紙新旧対照表のとお  
り改正し、平成29年12月26日から施行することとしましたので、貴  
管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知についてご配慮をお願  
いします。

なお、別添として、改正後の細則全文を添付いたしますので、ご活用願  
います。